事業主の皆さまへ

治療と就業の両立支援が努力義務となりました

- 令和８年４月１日から、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じることが努力義務となりました。

※「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されました

- 「治療と就業の両立支援指針」が定められました。➡

治療と就業の両立支援とは？

- 高齢者の就労の増加、医療の進歩などに伴い、疾病を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が増加しています。
- 一方で、疾病を抱える労働者の中には、疾病に対する労働者自身の理解不足や、職場の理解・支援体制が不十分であることにより、離職に至ってしまう場合があります。
- 治療と就業の両立支援は、疾病を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、適切な治療を受けながら働き続けられるようにする取り組みです。

「治療と就業の両立支援指針」のポイント

対象者

雇用形態にかかわらず、労働者全てを対象としています

両立支援の留意事項

- 就業によって、疾病の増悪や再発、労働災害が生じないよう、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置及び治療に対する配慮を行う
- 疾病を抱える労働者本人が、主治医の指示に基づき、治療を受け、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病の増悪防止に取り組む
- 労働者本人からの支援を求める申し出をきっかけに両立支援に取り組む
- 両立支援の措置等を事業主が一方的に判断しないよう、主治医や産業医等の意見を勘案し、労働者と十分に話合う

治療と就業の両立支援を行うための環境整備

治療と就業の両立支援の進め方

- 裏面のチェックリストや取組事例を参考に両立支援の準備をしましょう
- 対応に困ったとき…
  取り組み方が分からないときは…
  滋賀産業保健総合支援センターに相談しましょう（最終ページ参照）
- 医療機関との連携で困ったときは、がんの場合は病院のがん相談支援センター、がん以外の疾病の場合は病院の相談窓口に相談しましょう



イメージ キャラクター
ちりょうさ

滋賀県地域両立支援推進チーム

滋賀県医師会、滋賀県立総合病院、連合滋賀、滋賀県中小企業家同友会、滋賀労働基準協会、滋賀県社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会、日本キャリア開発協会、滋賀県がん患者団体連絡協議会、滋賀産業保健総合支援センター、滋賀県、滋賀労働局

チェックしてみましょう

１つでも多くの項目に✓がつくよう努めましょう。

取組方法が分からない場合は取組事例を参考にしてください

両立支援の環境整備

- ☐ 病気になっても退職せずに必要な治療を受けながら働き続けられることを、経営方針等で社員に示している。
- ☐ 労働者・管理職に研修を実施している
- ☐ 相談窓口を設置し、相談時の情報の取扱いを明確化している。
- ☐ 休暇・勤務制度を整備している。※時間休、病休、時差出勤、テレワーク等
- ☐ 申出時の対応手順、関係者の役割を整理している。
- ☐ 主治医に労働者の就業状況等の情報を提供するための様式や、主治医に意見を求めるための様式を定めるなど情報共有の仕組みがある。
  次ページのＱＲコードを参照 又は 「会社と主治医間の情報連絡シート」で検索
- ☐ 治療と職業生活の両立について、衛生委員会等で調査審議し、その結果に基づく取組を実施している。
  ※　衛生委員会等を設置していない場合は、関係労働者の意見を聞き、 結果を基づく取組を実施している。

両立支援の進め方

- ☐ 労働者からの支援の申出があった場合は必要な情報を収集する。（症状・治療の状況、就業継続の可否、就業上の措置等）
- ☐ 主治医に労働者の就業状況等の情報を提供し、主治医から治療と仕事の両立に必要な事項等について意見を求める。
- ☐ 休業を要しない場合は「両立支援プラン」、休業を要する場合は「職場復帰支援プラン」を策定・実行し、フォローアップをする。



【両立支援プランに盛り込むことが望ましい事項】
①治療・投薬等の状況及び今後の治療・通院の予定
②就業上の措置及び治療への配慮の具体的内容及び実施時期・期間
・作業の転換 ・労働時間の短縮 ・就業場所の変更 ・治療への配慮事項　等
③フォローアップの方法及びスケジュール

治療と就業の両立支援についての滋賀県内の相談・支援窓口一覧

両立支援に関する総合的な情報サイト「両立支援ナビ」

取組事例１　運輸交通業・従業員数 約１３０人

両立支援に取り組んだきっかけ

旅客輸送の運転手が、がんに罹患し、３週間ごとに１週間仕事を休んで抗がん剤治療等を受けることになった。本人は引き続き運転業務を希望し、両立支援に取り組むこととなった。

取組み事項

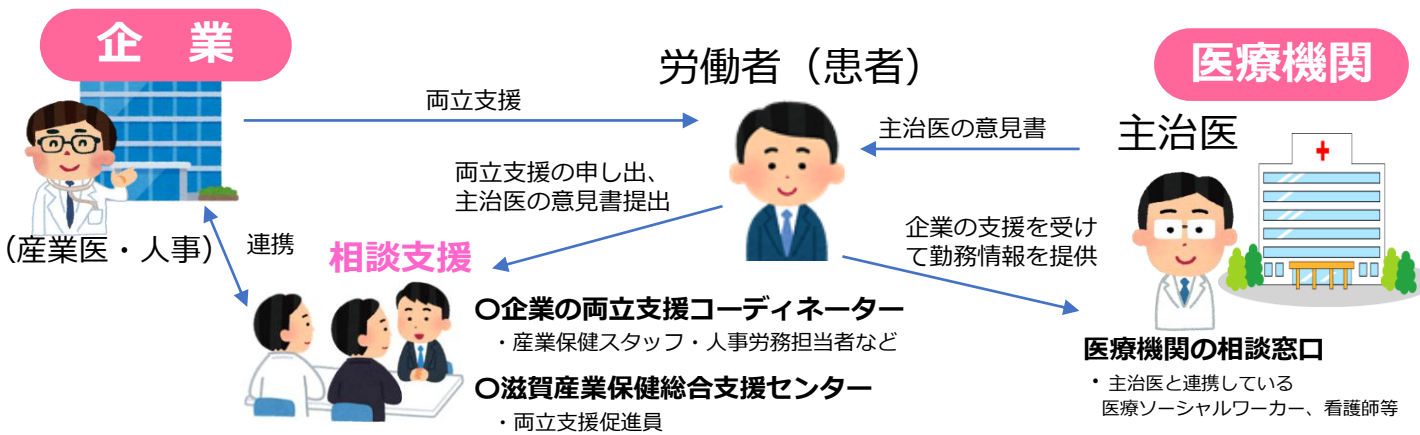
- 事業場としては、抗がん剤治療による副作用が運転業務に影響し、事故等が起きる可能性があるのではないかという懸念や、副作用により免疫力が低下している状態で不特定多数の乗客と接することによる感染症等の懸念があった。そこで、**両立支援ガイドラインで示されている様式※１を活用し、主治医に意見を求めた**。その結果、副作用には突然の意識の消失はないことや、普段の体調管理に留意していれば運転業務への支障はない旨の意見を聴取した。
- 事業場に所属する両立支援コーディネーター※２と人事担当部門が連携し、**産業医に対し、主治医から得た情報や意見を提供し、就業継続の可否、就業可能な場合の就業上の措置、治療に対する配慮に関して意見を求めた**。その結果、産業医から、乗務前の体調の確認の徹底し、治療日に配慮するという条件付きで乗務可能という意見を聴取した。
- ３週間のうち２週間は運転業務に従事し、残り１週間は治療のため休むという変則的な勤務シフトはこれまでに導入したことがなかったが、所属長の協力も得て勤務シフトを組むことができ、治療と仕事の両立を果たすことができた。

両立支援カード　その他の様式例

※１　勤務情報を主治医に提供する際の様式例

治療の状況や就業継続の可否について主治医の意見を求める際の様式例

※２　治療を受けながら働く労働者、主治医、産業医や人事担当部門などの企業側の３者間を調整し、治療と仕事の両立をサポートする人材。労働者健康安全機構が実施する無料の**「両立支援コーディネーター基礎研修」**をオンライン等で受講し、修了することで認定される。受講者数は28,660人（2025年3月31日時点）



取組事例２　製造業・従業員数 約２００人

両立支援に取り組んだきっかけ

脳内出血により後遺症として高次脳機能障害が残ったため、両立支援に取り組むこととなった。

取組み事項

- 生産設備のオペレーターとして勤務していたが、障害によりそれまで行っていた作業が困難となった。どのような作業が可能か、事業場だけでは判断ができず、**滋賀産業保健総合支援センター※の両立支援促進員に相談**した。
- 両立支援促進員の協力のもと、**主治医から従事可能な作業内容、配慮すべき事項、復帰時期などについての情報を収集した**。その結果、無理せず担当できる作業内容を決めることができた。

※滋賀産業保健総合支援センターについて

滋賀産業保健総合支援センターには、両立支援促進員が配置されており、以下の支援を**無料**で実施しています。

○両立支援に取り組む事業場への個別訪問支援

両立支援のための「企業内の体制づくり」、「休暇制度、勤務制度等の整備」など職務環境整備や両立支援の進め方等についての助言を行います。

○事業者・労働者（患者）間の両立支援に関する個別調整支援

両立支援を望む労働者（患者）に対しては、必要に応じて情報の提供や事業場が必要とする手続きや書類を確認するなどの相談に対応します。

【お問い合わせ・お申込み先】

独立行政法人労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター
〒520-0047
滋賀県大津市浜大津1-2-22
大津商中三楽ビル８Ｆ

ＴＥＬ：077-510-0770
ＦＡＸ：077-510-0775
Mail：info@shigas.johas.go.jp
URL：https://www.shigas.johas.go.jp

取組事例３　製造業・従業員数 約３０人

取組み事項

- 時効となった有給を積み立てて、両立支援のために使用することができる「ワークバランス休暇」と称する休暇制度を導入している。
- 定期的に社長から直接社員とヒアリングする機会やアンケートを実施しており、社員の要望を踏まえた制度を導入している。
- 半日有給休暇制度を導入している。
- 滋賀産業保健総合支援センターから講師（産業保健専門職）を派遣してもらい、事業所で研修を実施。将来の自分が健康である為に気をつけることや病気になった時に相談する窓口があること等を学んだ。